

令和7年度(2025年度)
西宮市立甲陵中学校いじめ防止基本方針

西宮市立甲陵中学校

1 本校の方針

本校は「すこやかで、強い意志を持つ、心豊かな生徒の育成」を学校教育目標として、自らの夢や目標の実現に努力できる、また他者への思いやりの心を持てる生徒の育成を目標としている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図っている。いじめを認知した場合は、「西宮市立甲陵中学校いじめ防止基本方針」にもとづいて適切かつ速やかに解決をはかり、全教職員で再発防止に向け基本方針、指導体制の見直しを適宜行い、再発防止に向け全力を尽くす。

2 基本的な考え方

本校は、阪急今津線三駅にまたがる広い校区をもつ学校である。生徒においては、飲酒や喫煙をはじめとする問題行動は非常に少ないが、生徒同士の人間関係に関わる指導は多い。

以下に記載のいじめの基本認識を教職員がもち、生徒が仲間や教職員をはじめとする、人と人との触れ合いを大切にし、日々の生活の中でお互いを尊重する人間関係を築き、思いやりの心を育てる教育活動を進めていく。生徒と教職員でいじめをしない(させない)学校づくりを目指す。

いじめの基本認識

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉毀損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

ここに、「いじめを生まない心づくり」「いじめのない学校づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止を推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者(スクールカウンセラー、学校医など)により構成される校内指導体制を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

(2)未然防止、早期発見のための取り組み

①教職員用チェックシート

いじめは教職員・保護者及び地域の方をはじめとする大人が気付きにくいところで発生することが多い。教職員が生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、未然防止、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 教職員用チェックリスト

②生徒への日頃の関わりを大切にすること(発達支持的生徒指導)

生徒が多様性を認め、人権侵害をしないような人に育つよう働きかけを行う。生徒が活動する場所に教員がいる状態を作り、生徒と教員の関係をつくること。生徒同士の関係を見守ること。

③学級活動や行事への取り組みの充実(課題未然防止教育・発達支持的生徒指導)

学級活動での担任を中心とした関わりや、教材を用いての指導を充実させる。

④教育相談週間の実施及び生徒のいじめ実態調査アンケート(課題早期発見対応)

生徒の心の状態を把握し、いじめの未然防止、早期発見に努めるため、毎学期初めに一人ひとりの生徒に対して教育相談を実施する。教育相談実施にあたり、事前に生徒アンケート(教育相談シート)を実施する。また、6月、10月、2月を目途にいじめ実態調査生徒アンケート(心の体温チェック)を実施する。心の体温チェックについては、家庭に持ち帰り記入させ、個人封筒に入れて回収する。

別紙3-①、② 生徒用アンケート

⑤家庭での指導

入学前の説明会でスマートフォン等の情報端末の使い方のルール作りのお願いと、保護者にも管理の責任があることを理解してもらうように学校から話をする。情報モラル教育講演会には、保護者の参観を可能とし、家庭での指導の一助になるようにしており、SNS 上でのいじめを含むトラブルの未然防止に努めている。

⑥個別相談(課題早期発見対応)

基本的に週1回、昼休みの時間帯を利用し、「甲陵なんでも相談室」を実施する。相談室2部屋を使用し、週替わりで教職員が1名ずつ相談室で待機し、悩みや相談がある生徒が自由に来室して相談をすることができる体制をとっている。

⑤年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止にかかる様々な取り組みを体系的・計画的に行うために、年間の指導計画を別に定める。

別紙4 年間指導計画

(3)いじめを認知した際の早期対応、及び組織的対応(困難課題対応的生徒指導)

いじめに関する情報を得た場合やいじめを認知した場合は、すみやかにいじめ対応チーム

を招集し、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を迅速に行い、いじめの解決に向け、組織的に対応する。

別紙5 対応の流れ図

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。たとえば、いじめを受けたことにより、「身体に重大な傷害を負った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」などのケースが発生した場合や、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日に達する前から教育委員会または学校の判断により、適切に調査し、対応にあたる。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして、いじめ対応チームで対応・調査・報告を行う。

(2) 重大事態の発生を防ぐための平時からの備え

欠席が続く生徒がいたら、家庭連絡や家庭訪問を行ない、欠席の背景にいじめがないか気に掛けつつ対応を行う。生徒が活動する場所には教師がいるように努めることで生徒の言動に高いアンテナを張っておく。事案によっては市教委や警察などの関係機関と連携をとれるように、学校と関係機関間での情報共有も行なう。

(3) 重大事態への対応

発生した事案が、いじめ対応チームの調査をもとにして学校が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告をするとともに、校長のリーダーシップの下、いじめ対応チームまたは専門的知識及び経験を有する外部の専門家をいじめ対応チームに加えた組織で調査し、速やかに事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関であり、重大事態調査のための組織（西宮市いじめ防止等対策委員会）と協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

以上のような実践が効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に定期的に確認し、必要に応じて見直すこととする。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応仕切れない場合は、直ちに警察への援助を求め、連携して対応することもある。また、このことについて年度当初および新入生保護者説明会等で保護者や地域にも周知しておく。

本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加ができるよう留意する。また、地域からの視点も入った学校の基本方針になるように、教育連携協議会、地域青少年愛護協議会等の場面で、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。